

議第30号

三島市営住宅条例の一部を改正する条例案

三島市営住宅条例（昭和37年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「土地区画整理事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項中「第2号」を「、第2号」に改め、「、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第6号」を削り、同項第3号中「明らかかな者」を「明らか」に改める。

第7条に次の3項を加える。

- 3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号に規定する災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号及び第6号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 4 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災

者等については、同条に規定する復興推進計画に記載された同法第19条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間は、前条第1項第3号及び第6号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

5 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者については、前条第1項第3号及び第6号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第9条第5項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫」を加える。

第16条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市は、市営住宅の入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しない場合においては、敷金をその債務の弁済に充てることができる。

この場合において、市営住宅の入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。

第18条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する」を「次条第3号に掲げる」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第19条第3号を次のように改める。

(3) 市営住宅の入居者が負担すべきものとして市長が定める市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第22条第2項中「^き毀損」を「毀損」に改める。

第41条第1項第3号中「^き毀損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第59条第1項第3号中「^き毀損」を「毀損」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第5号、第6条第1項及び同項第3号の改正規定、第7条に3項を加える改正規定並びに第9条第5項、第18条第3項、第22条第2項、第41条第1項第3号及び第59条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居者として決定された者が債務を履行しない場合について適用する。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士